

健康福祉部

こども未来部

議案第 33 号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

資料 2 ページをお願いいたします。

改正概要につきまして、乳児等通園支援事業（通称 こども誰でも通園事業）は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている事業で、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。本市においては、民間の保育施設のほか市立幼稚園においても実施することを検討しているところです。

こども誰でも通園事業の利用定員を定めようとするときは、市町村児童福祉審議会等の意見を聴くこととなることに伴い、必要な規定の整備を行うものです。なお、市立幼稚園での実施にあたっては、改正後の子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に

基づき、大津市の場合は社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見聴取を行うものです。

改正理由につきましては、子ども・子育て支援法第72条第1項第3号に子ども誰でも通園の利用定員の設定に係る審議会への意見聴取が追加され、同条第3号の市町村子ども・子育て支援計画に関する事項が第4号に、同条第4号の市町村子ども・子育て支援施策に関する事項が第5号に一部改正されたためです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。